

令和2年2月14日（金）午後2時

令和2年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第1回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和2年第1回理事会議事録

開催日時 令和2年2月14日（金曜日）午後2時開会

開催場所 国保連合会4階大会議室

出席役員数（12人）

理事長 谷 畑 英 吾 湖南市長

副理事長 藤 澤 直 広 日野町長

副理事長 多 胡 豊 章

兼常務理事

理事 三日月 大 造 滋賀県知事（代）

大久保 貴 彦根市長

小 榎 正 清 東近江市長

橋 川 涉 草津市長（代）

宮 本 和 宏 守山市長

岩 永 裕 貴 甲賀市長

平 尾 道 雄 米原市長

伊 藤 定 勉 豊郷町長

越 智 眞 一 医師国保組合理事長（書）

○開 会

午後 2 時開会

◇井口局長 定刻になりましたので、只今より令和 2 年第 1 回理事会を開催いたします。

開催にあたりまして、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇谷畠理事長 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、理事会を開催いたしましたところ、理事、役員の皆様には、公私何かとお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。また、平素は当連合会の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、世情は新型コロナウイルスの話題で持ちきりでございます。インフルエンザとそう変わらないのではないかというような楽観した見通しがささやかれておりましたけれども、昨日に至りまして、国内でのヒトヒト感染がかなり広まっていること、また、初めてのヒトヒト感染後の死亡者が出了ということ、非常に甚大な状況になってきているというふうに思っております。この新型コロナウイルス、不顕性感染であるということ、また感染力が強いということ、さらにはこのウイルスが直接肺炎を引き起こす、ウイルス性肺炎で非常に重篤になるということで、これまでのウイルスとは少し様相が違う、非常に凶暴なウイルスではないかと言われております。そういう中で、社会全体でこれを防いでいくことが非常に重要になってきているところでもございます。この国保におきましても、恐らく今後、医療費が非常に必要になってくるというところをどういうふうに支えていくのか、ということも言われてこようかと思いますので、また、その際にはそれぞれの力を貸しをいただけするとありがたいというふうに考えているところでございます。

昨年の国保法改正におきましては、国保連合会の業務運営の基本理念といたしまして、公正・中立な審査の実施やデータ分析を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進などが新たに追加をされまして、国保連合会にはこれまで以上に審査の充実や市町保健事業への支援強化が求められているところでもございます。

とりわけ、第 2 期滋賀県国民健康保険運営方針で検討中の市町事務の効率化等の取り組みの推進につきましては、国保連合会の機能がより有効的に活用されるように努めていかなければならぬところでもございます。

このことは、国保に限らず、後期高齢者医療、介護保険、また障害者総合支援等の各制

度においても同様でありますて、市町等保険者会員のお声をお聞きしながら、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門家集団といたしまして、その役割を果たせるよう、取り組みの拡充を図りたいと考えておりますので、理事の皆様方におかれましては、何とぞご協力をお願いを申し上げたいと思います。

本日は、医療費支払額等に関する本年度予算の補正、また、令和2年度の事業計画及び予算等についてお諮りをしてまいりますので、ご審議をお願いを申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重なるご審議をお願い申し上げまして、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、簡単でありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

◇井口局長 ありがとうございました。

それでは、本日の出席状況でございますが、書面による出席、代理出席を含めまして理事全員のご出席でございます。本会規約第35条第1項によりまして、本日の理事会が成立することをまず報告をさせていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、規約第33条第1項によりまして、理事会の議長は理事長があたることとなっておりますので、谷畠理事長、よろしくお願ひ申し上げます。

◇谷畠理事長 はい。それでは、定めによりまして、議長を務めさせていただきます。円滑なる進行にご協力を賜れればというふうに思います。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項によりまして、本理事会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

次に、国保連合会規約第36条の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 ありがとうございます。それでは私のほうより指名をさせていただきます。

甲賀市長の岩永裕貴理事さん、また、米原市長の平尾道雄理事さんにお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、早速審議に入ります。

なお、本日の理事会は、ご都合のある方もおられますことから、3時を目指に終えたいと思います。先ほど申しましたように、円滑なる議事の進行にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

では、議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第二回補正予算についてから、議案第7号、滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等市町共同電算処理業務規則の一部を改正する規則の制定について、につきましては、理事会専決事項となります。一括審議といたしたいと思います。

事務局から説明を求めます。

◇岡田主監 はい。それでは、令和元年度の補正予算及び規則改正についてご説明をさせていただきます。

失礼して、座らせていただきます。

補正予算及び規則改正につきましては、お手元、理事会資料の右肩1-1及び1-2でご説明をさせていただきたいと思います。

その中で、資料1-2のA3版がございます。こちらは令和元年度の補正予算総括表でございます。A3縦版でございます。こちらが一覧になってございますので、こちらのほうでポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず、表面でございますけども、議案第1号でございます。こちらにつきましては一般会計でございます。

まず、歳入でございますけども、当初予算におきまして、収支均衡を図るため、積立金繰入金を財源といたしておりましたけども、補助金等が交付をされましたので、積立金繰入金との財源更正を行うものでございます。

歳出につきましては、上記の繰入金の理由から、歳出の繰出金のほうを補正をいたしております。

続きまして、中段の大きい2号でございます。診療報酬審査支払特別会計でございます。

一番上の業務勘定につきましては、歳入については繰入金、平成30年度からの後期高齢者医療円滑運営臨時特例交付金、いわゆる指定公費の事務費の繰り入れの補正でございます。

歳出につきましては、それに対する事務費の返還金の補正でございます。

そして、その下でございますけども、こちらにつきましては、国民健康保険の診療報酬等の支払勘定でございます。令和元年度の診療報酬等の増加の見込みに対します補正でございます。個々の診療報酬、高額療養費、そして柔道整復の施術料ということでございまして、歳入歳出同額を補正をいたしてございます。

そして、その下の段でございますけども、公費負担医療に関する支払勘定の補正でござ

います。

先ほど、業務勘定で、事務費の補正を申し上げました。こちらについては、指定公費の返還金の補正でございます。

そして、大きい2番でございますけども、公費にかかる、これも増加に伴います補正でございます。そして、その下でございますけども、福祉医療の増加に伴います補正でございます。制度の拡充等に伴います補正になってございます。

その下でございますけども、議案の3号につきましては、介護保険の支払勘定に伴います補正でございます。

まず1つ目でございますけども、先ほど一般会計でご説明をいたしました、補助金に対する補正でございます。当初、繰入金で予算計上しておりましたけども、補助金の交付決定のため、財源更正を行っております。

そして、2番目が機器更改に関する補正でございます。中央会負担金の減額をいたしまして、備品購入で増額をいたしております。

そして、3つ目でございますけども、こちらは診療報酬と同じように、主治医意見書料、あるいは償還払いに関するものについて、歳入歳出、同額を補正をさせていただいているものでございます。

続きまして、裏面をご覧をいただきたいと思います。

一番上につきましては、今申し上げました3号の介護保険の続きでございます。介護の支払勘定につきましては、認定者数、受給者数の増に伴います歳入歳出の補正をいたしております。

そして、その下につきましては、介護にかかります公費の増加に伴います補正でございます。

そして、その次でございますけども、障害者総合支援法関係業務等の特別会計でございます。業務勘定につきましては、繰越金、そして備品購入費を、機器更改に係る経費を補正をいたしてございます。

そして、その下でございますけども、障害介護給付費の支払勘定の補正でございます。

そして、その次でございますけども、5号でございます。業務勘定につきましては、後期高齢者医療に係る補助金、そしてそれに対する負担金の補正でございます。

そして、その下の支払勘定につきましては、国保と同様に、診療報酬等の増加の見込みに伴います補正でございます。

そして、その下が公費負担医療に関する補正でございます。

そして最後、6号でございますけども、特定健診・特定保健指導等の特別会計の補正でございます。国庫補助金の決定がなされましたので、それに伴います繰入金の減というものと、歳出につきましては備品購入費の補正でございます。

補正に関するものについては以上でございまして、続いて、議案第7号につきましては、お手元、理事会議案の44ページをご覧いただきたいと思います。

滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等市町共同電算処理業務規則の一部を改正する規則の制定でございます。

45ページに、第2条中第7号を8号とし、第6号の次に次の1行を加えるということでございまして、7つ目といたしまして、地域生活支援事業の審査支払処理を加えさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、後ほど、事業計画の中でも申し上げますが、令和2年4月から障害者総合支援共同処理業務における地域生活支援事業の審査支払の受け入れを可能とするための規則の改正でございます。

以上でございます。

◇谷畠理事長 それでは、只今の事務局からの説明に関しまして、ご質問、ご意見があれば承りたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第1号から議案第7号まで原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。全員賛成と認め、議案第1号から議案第7号まで原案どおり決することといたします。

続きまして、理事会議決事項に入ります。

議案第8号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

◇井口局長 はい。恐れ入りますが、お手元の、先ほど見ていただいた第1回理事会議案の49ページをお開きいただきたく存じます。49ページでございます。

議案第8号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について、提案をさせていただきます。

本議案につきましては、本会の表彰規程に基づきまして、国保事業、介護保険事業及び

後期高齢者医療事業の推進、発展に貢献をされた方々につきまして、一定の基準に基づき、保険者と関係団体から推薦のあった方々を理事会にお諮りし、決定するものでございます。

令和元年度ご推薦のあった方々につきましては、50ページから52ページに掲載をいたしております。

50ページをご覧いただきたいと存じます。各区分ごとの内訳といたしまして、まず、国保連合会役員、藤澤副理事長、伊藤理事の2人、それから国保診療報酬審査委員9名、介護サービス苦情処理委員1名、柔道整復療養費審査委員が4名、市町国保運営協議会委員が6名、国保直営診療施設の医師が2名、国保直営診療施設の関係従事者が24名。

52ページをお願いいたします。市町の保健師15名。

以上、63名の方々をご推薦いただきしておりますので、本日の理事会にお諮りし、ご決定をいただきますようよろしくお願ひいたします。なお、ご決定いただきました暁には、この後の議案で提案をさせていただきます本会の通常総会に先立ちまして、理事長から表彰を行う予定といたしております。

以上、提案させていただきます。よろしくお願ひします。

◇谷畠理事長 はい。只今、事務局から説明がございました。

以前、この表彰につきましては、制度の見直しをさせていただいたところでございます。ご質問、ご意見がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい。では、特にないということでございますので、採決に入ります。

議案第8号を原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 ありがとうございます。異議なしの声がございました。全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり議決いたしました。

続きまして、議案第9号、通常総会開催日について、事務局の説明を求めます。

◇井口局長 はい。理事会議案の53ページをお願いいたします。

議案第9号、通常総会開催日につきまして提案をさせていただきます。本会通常総会を令和2年2月26日水曜日、午前10時より本会会議室にて開催をさせていただきたく、理事の皆様方におかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、ご出席賜りますようお願いを申し上げまして、提案に代えさせていただきます。

◇谷畠理事長 はい。只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

はい。ご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第9号を原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 はい。それでは、全員賛成と認めまして、総会は原案どおり2月26日水曜日、午前10時から開催することといたします。

続きまして、議案第10号、通常総会附議事項についての審議に入ります。通常総会の議案第1号、令和2年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第12号、令和2年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでは、いずれも関連いたしますので、一括審議といたしたいと思います。

各議案について、事務局から説明を求めます。なお、説明につきましては、2月5日に開催の国保主管課長会議において、事前に協議をしておりますので、簡潔な説明に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇竹若次長 それでは、私のほうから事業計画について説明をさせていただきます。

事業計画につきましては、総会附議事項の1ページから26ページに記載をさせていただいておりますけれども、本日は、理事会用として、資料2-1、A4の横版でございます、こちらの資料をご用意させていただいておりますので、こちらのほうをご覧ください。

すみません、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、令和2年度の本会の事業計画でございます。

大きく3項目ございまして、その1つ目は基本方針でございます。

2つの基本方針をもって臨ませていただきたいと存じますけれども、まず、1番目でございます。

大きく変化いたします医療・介護・障害者総合支援各制度を的確に把握し、適切な対応がとれるように努め、従前の審査支払業務の専門集団としての役割に加え、皆様方が行つておられます医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門団体として、保険者の皆様方からお認めをいただくようしっかりと努力していくということでございます。

そして、2つ目には、現在の保険者さんの極めて厳しい財政事情を十分理解し、保険者とは運命共同体であるという認識のもと、業務の効率的・効果的な執行に心がけるとともに、保険者さんの負担軽減を図り、最少の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいることでございます。そのために、中期経営計画の目標達成に向けて職員が一丸となり、計

画的に取り組んでまいります。

冒頭、理事長のご挨拶にもございましたように、昨年の法改正によりまして、連合会の基本理念が新たに規定されたわけでございます。これまで以上の審査の充実や、市町保健事業の支援強化が求められているところでございます。そういう中で取り組みます事業の3本柱でございますけれども、1ページ目の中段からでございます。

1つ目には、保険者事務の支援ということでございます。只今、国民健康保険の運営方針が検討されております。その中の市町事務の効率化等の取り組みの推進や、後期高齢者医療業務の効率化について、これまで培ってきました連合会のノウハウ等が十分、最大限活用できるように、少しでも市町の皆様方の事務が効率的、簡素化されるように検討し、一層の支援と拡充に取り組んでまいります。

2つ目には、保険者さんが行われます保健事業の支援でございます。改正健康保険法に基づきまして、国保データベースシステムを活用し、市町保健事業のデータ分析、評価等の支援を行いますとともに、令和2年度から実施をされます高齢者の保健事業と介護予防の一体実施についても必要な支援を行ってまいります。

3つ目には、基幹業務である審査の充実でございます。コンピューターチェックを効率的、効果的に行いながら、審査基準の差異解消に向け、全国の国保連合会等とともに審査基準の統一化と、統一的なチェックルールの設定に向けて、一層審査の質の向上に取り組みます。

2ページをお開きください。大きな2つ目で、重点目標でございます。8項目を挙げさせていただいております。

そして、大きな項目の3つ目になりますが、たくさんの事業の実施細目がある中で、その中で新規拡充事業について、抜粋して記載をさせていただいております。

その中の1番目でございます。新たな中期経営計画の策定と推進でございます。こちらにつきましては、時代が目まぐるしく変化いたしますので、その当時に作りあげた現状とか課題が変わってきております。従いまして、第2期の計画の進捗状況をしっかりと評価した上で、保険者さんの諸課題に積極的に、的確に取り組むべく、新たに計画期間を3年とした第3期中期経営計画を策定し、推進してまいります。

2つ目でございます。国保制度の対応でございますが、1つはオンライン、資格確認システムの稼働に向けた取り組みでございます。2つ目には特殊技能外国人の身分事項の情報について、中央会と市町さんの間での経由事務を行うことでございます。

3つ目でございます。福祉医療費の審査支払等でございます。被用者保険の福祉医療費の審査支払業務が来年の4月診療分から支払基金さんのほうに移行する予定でございます。それに伴いまして、支払基金のできない共同処理など、今のサービスが低下しないよう、連合会のほうで円滑な移行に向けて万全の準備を整えていくことでございます。

次の3ページの上段でございますが、4つ目でございます。保険者事務共同電算処理業務に関するところでございます。都道府県単位化に伴います市町事務の効率化に向けて、市町村事務処理標準システムの導入に向けた調査、研究を行います。

5番目でございます。後期高齢者医療事務、事務代行に関するところでございます。可能な限り、後期高齢者医療広域連合さんが行われます保険者事務の負担軽減を図るため、受託事務の拡大に取り組んでまいります。

6つ目でございます。保健事業推進にかかる支援及び情報提供でございます。本年、重複頻回受診者の訪問事業を実施させていただきました。あわせて、新たに薬剤師の同行訪問による服薬指導や残薬整理を行うことにより、医療費の適正化に努めてまいります。

7つ目でございます。糖尿病腎症重症化予防への支援でございます。市町で効率的、効果的な事業に取り組めますよう、研修会プログラムを活用したセミナーを開催をさせていただきます。

8つ目でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に対する支援でございます。ガイドラインに基づきまして、後期高齢者医療広域連合さん、市町さんとしっかりと協議を進め、必要な支援を行わせていただきます。

9つ目でございます。市町保健事業の支援でございます。改正健康保険法に基づきまして、市町の保健事業のデータ分析や事業評価等、しっかりと、一層、国保データベースシステムの活用等を通して、市町保健事業の支援を行ってまいります。

10番目でございます。特定健診・特定保健指導に関するところでございます。特定健診の受診勧奨事業についてでございますが、未受診者への受診勧奨通知の作成、送付等の支援を行わせていただきます。

11番目でございます。障害者総合支援給付等の支援及び支払に関する事務ということで、地域支援事業に係る審査支払についてでございます。規則改正を行いながら、4月審査分から受け入れをさせていただきたいと存じます。

以上、雑駁な説明ですけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇岡田主監　はい。それでは、続きまして、予算の関連についてご説明を申し上げます。

只今ご覧になつていただいております資料2-1の4ページ以降と、そして、資料2-2、A3縦版が1枚目に来ておりますけども、その2つでご説明をさせていただきたいと思います。

まずは資料2-1の、この続きの4ページをご覧をいただきたいと存じます。

令和2年度の国保連合会の各会計の予算になります。こちらにつきましては、総会の議案では2号から10号になります。附議事項ですと、27ページから163ページでございます。ポイントを絞ってご説明をさせていただきますので、こちらの資料でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、大きい1番でございます。予算の概況でございますけども、一般会計と8つの特別会計で構成をいたしておりまして、全部で22の勘定がございます。勘定の性格で大別をいたしますと、1つ目としては、手数料・負担金を保険者さん、広域連合さんから頂戴をいたしまして、基幹業務でございます審査支払等の事務執行を伴います会計が6つございます。こちらはA3縦版の資料2でいきますと、表頭の左から2つ目の会計区分、一般会計、業務勘定と書いてございます、網かけをした部分でございます。

そして、4ページのほうに戻つていただきまして、2つ目として、当該会計を経由をいたしまして、診療報酬、介護報酬などを受け払いをする支払勘定が特別会計として16ございます。合わせて22の勘定ということでございます。

これらの総額につきましては、総額は約4,100億円でございまして、前年度比3.1%の増でございます。そして、その中で、まず事務執行を伴います6つの会計でございますけども、こちらにつきましては、総額約37億円でございまして、前年度から1億6,000万円の減で、前年度比4.2%減でございます。主な要因といたしましては、令和元年度、機器更改がございましたので、それが大きな要因でございます。

さらに、そこから2つ目として、保険者間調整療養費、あるいは主治医意見書料などの受け払い的要素、これが約10億3,000万円ございますけども、そうしたものを除きますと、総額は約26億円でございまして、こちらについては、前年度比実質6.8%減という予算でございます。

大きい(2)の診療報酬の支払勘定でございますけども、こちらにつきましては、総額が4,068億円、そして対前年度比については3.2%増でございます。先ほども、令和元年度の医療費等の受け払いの補正をご説明を申し上げました。それらの補正予算を踏まえまして、過去3ヶ年の伸びを勘案して、令和2年度の予算というものについては積算

をいたしてございます。

続きまして、5ページでございます。今申し上げました診療報酬の支払勘定の少し細かい説明をさせていただきます。議案の3号になりますと、国民健康保険の支払勘定でございます。令和元年度予算に対しましては1.9%増の、月平均約78億7,000万円の予算でございます。参考として、令和元年度上半期、こちらは国保中央会が1月末に発表した数字でございますけども、医療費ですと、全国は0.4%の減、滋賀県は1.3%の増、一方、被保険者につきましては、全国、滋賀県ともに3%から4%の減でございました。こちらにつきましては、滋賀県の特徴といいますか、少しございまして、前期高齢者の方の割合が非常に多いということと、その方々の医療費が伸びているというのが特徴的なところでございまして、被保険者数が減という状況でございますけども、滋賀県としては、わずかでございますけども、医療費のほうが伸びているという特徴がございました。

そして、その下が公費から抗体検査までの支払勘定でございます。この抗体検査の支払勘定でございますけども、いわゆる風しん対策でございます。令和元年度につきましては、7月請求分から開始をしておりますので、伸び率についてはちょっと割愛をさせていただいておりまして、令和2年度については約9億7,000万円の予算でございます。そして、議案の4号につきましては請求事務費の特別会計、そして、第6号については介護保険関係業務の予算でございます。伸び率については3.0%、そして公費につきましては、令和元年度の予算も考慮いたしまして16.2%の増で予算を計上いたしております。そして、議案第7号につきましては、障害の関係の支払勘定でございます。伸び率を3.4%の増で予算計上をさせていただいております。

続きまして、6ページをご覧をいただきたいと存じます。議案第9号でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療の特別会計の予算でございます。令和元年度予算に對しまして3.6%増で、月平均約133億の予算でございます。

そして最後、診療報酬関係では議案第10号でございます。特定健診・特定保健指導等の特別会計でございまして、約8億2,000万円の予算でございます。

そして大きい3番でございますけども、事務執行を伴います6つの会計の考え方でございます。※印に書いてございますように、一般会計及び特別会計、業務勘定の共通いたしました予算の考え方といたしまして、保険者、広域連合の負担が軽減されるよう、引き続き経費削減や人員抑制に努めてまいります。そして、(1)でございますけども、一般会計の中の事務費割でございます。こちらにつきましては、平成29年度にお示しをいたし

ました負担金の見直し計画によりまして、会務運営が適正に運営をできるように見直しをお願いをいたしております。

なお、令和3年度以降の負担金の見直しにつきましては、毎年度の決算の状況を踏まえて、改めて、令和3年度予算編成時に協議をさせていただきたいと考えてございます。基準財政需要額掛ける6%を1%引き上げをさせていただきまして、7%でお願いをしたいと考えてございます。

そして（2）でございます。個々の審査支払手数料でございます。こちらも29年度負担金と同様に見直し計画をお示しをさせていただきました。平成30年度以降につきましては、システム関係の減価償却費分を手数料の中に組み込みをさせていただいております。またその間、激変緩和によりまして、段階的な手数料の見直しをお願いをしております。そして、緩和中の不足する財源につきましては、過去の積立金を充当させていただいているというところでございます。

これによりまして、令和2年度の手数料単価につきましては、前年度より2円増の50円でお願いをさせていただくというところでございますけども、被保険者数が減少いたしておりますので、それに伴いますレセプトの件数も減少いたしております。当初は、2円引き上げですと増額約1,000万円というところでございますけども、今日、こういったところが見込めない状況でございますので、会計間の負担調整、あるいはネットワークの経費負担の見直しと、加えて経費節減に努めて対応させていただきたいと考えてございます。

そして、一番下の※印でございますけども、事業計画の中でも少し触れました、被用者保険にかかります福祉医療が、令和3年4月診療分から支払基金に移行予定ということになってございます。こちらについてはさらなる見直しが必要と考えてございまして、今後、できるだけ早い時期に考え方をお示しをいたしまして、市町関係者の方々と協議をさせていただく予定でございます。

そして、8ページをおめくりをいただきまして、こちらについては各種の手数料単価の一覧でございます。

そして、最後、9ページでございますけども、予算関連事項といたしまして、一時借入金の限度額についてということで、こちらについては、一般会計及び特別会計の支払いに充当するため一時借り入れができるものということで、附議事項の164ページに記載をさせていただいております。

そして、議案第12号でございますけども、公費負担医療の支払いに充当するため、公費の予納金をお願いするものでございます。こちらについては、165ページから176ページの記載でございます。

その最後、10ページ、11ページにつきましては、令和2年度予算を反映をいたしました収支見込み、こちらは右側になるんですけども、一般会計と業務勘定、そして左側には平成30年度決算時点での収支見込みというのもつけてございますので、こちらについては、またご参考ということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

◇谷畠理事長　はい。事務局からの説明が終わりましたが、只今の説明に関して、ご質問、ご意見があれば承りたいと思います。举手にてご発言をお願いいたします。

はい、宮本理事。

◇宮本理事　1点質問させていただきます。

この予算につきましてはこれで結構なんんですけど、6ページのところに、この資料2-1ですか、一般負担金、令和3年度以降の負担金見直しについては、改めて令和3年度予算編成時にとありますし、個々の審査支払手数料についても、令和3年度予算編成時に協議ということで、さらに増えるような話が書かれているんですが、一方で、先ほどのシステムの更改があったり、いろいろICT化も進めていると思うんですけど、ICT化、以前いろいろ議論はあったと思うんですが、ICT化することで効率が図られて、この、いろいろ負担金とか、手数料の伸びを抑えるようにいろいろ工夫すべきではないかという議論もあったと思うんですけど、そのICT化がどういうふうに進んでいくって、その導入に伴って、このあたりの、いわゆる負担金とか手数料、こういったものが将来的にその、抑えられるような可能性があるのか、それともそのシステムどおりに伴って、国保の加入者自体が減っているということで、そういう中で引き続きICTを入れても、効率化を図るけれども、ずっとこの負担金なり手数料って上がっていく見込みなのか、このあたりを教えていただきたいと思います。

◇谷畠理事長　はい。事務局、説明できますか。

事務費負担割でありますとか、また、審査支払手数料につきましては、以前も議論させていただきましたとおり、今後の令和5年度までの間のこの見込みということはお示しをさせていただいております。とりわけ、その事務費負担割につきましては、毎年度1%ずつ引き上げていくということでお示しをさせていただきましたけれども、今年度につきま

しては、決算状況を見ながら据え置きをさせていただいたということでございます。令和2年度につきましては、やむを得ず1%引き上げをさせていただくわけでありますけれども、令和3年度以降につきましても、今のところの見込みでは1%ずつ引き上げるということにはなっておりますが、先ほども説明がありましたように、その状況を見ながら、この予算編成時に考えていきたいというふうに考えているところでもございます。審査支払手数料につきましては、ほぼ2円ずつの引き上げということになりますが、ただ、今現在、この医療保険の制度についても国のほうで改革が進んでおりますので、その方向性がどちらの方向に向いていくのかということによりまして少し変わってくる可能性があろうかと思います。また、支払基金との関係性の整理ということもあるらしく思いますが、少しその点については、長期的な見通しを今すぐ出すというのは非常に難しい状況かなと思っています。

ただ、1つ言えますのは、このICT化をしていくということによりまして、そのレセプトを有機的につないでいって、一人一人に対する健康指導がしっかりとできるような体制が、市町の現場において保健指導ができるということにもつながってこようかと思いますので、それがどういった形で最終的にその医療費の削減につながるのかというの、恐らく国も試算ができるないことなのかなというふうに思っています。

ただ、その方向性としては、そんなに間違ってはないのではないか、と思っておりまして、むしろ市町の現場で、少しこの力を入れて、その保健指導ということを強めていく必要があるのかなと、そういったときには後期高齢者医療広域連合との連携、また介護保険との連携ということも恐らく必要になってきますので、こここの国保連だけで解決できることではなくて、それぞれが有機的に連携しなければならないことだろうと思っています。その際には、この国保については県も加入をいただいているということで、県全体の指導性ということも一定発揮をしていただく必要もあろうかと思っていますので、また、この場だけではなくて、もう少し広い議論の場を、ぜひ県においてもつくっていただけるとありがたいかなとも思っていますし、それぞれ市長会、町村会でも議論をさせていただければと思います。この連合会においては、役割としてその市町の事業の効率化ということがありますので、できる限りそのところは集約をしていければと思っております、というところですかね。

すみません、宮本理事。

◇宮本理事 ICT化、ビッグデータになって、各市も、自分のところの市民の方のさま

ざまなレセプトのデータに基づいて健康づくりとか取り組みできるのはよくわかるんですけども、一方で、そのICT化をどんどんやっていくに伴って、この負担金とか手数料というのは、効率化を図ると普通は安くなるなり、縮減を一定図れると思いますが、そういうことはあまり期待しないほうがいいですかね。

◇谷畠理事長 すみません。その部分もやはり少し気にはなるところで、以前は後期高齢にあたる人たちの人数が少なかったときには、後期高齢者だけを別会計にして、それで対応していくこうということをやってたわけありますけれども、今やその後期高齢と国保の被保険者の数が逆転しかかっているということで、恐らくここはやはり国において大きな制度改革をもう一度考えていただく必要があるのではないか、と思っています。ですから、このシステム自体がどういう効果をあらわすかということは、国保連だけではなくて、後期高齢とか介護保険とか、それぞれの保険者においても議論をしていただく必要もあるうかと思っています。ただ、そのシステム全体がどこまで膨らんでいくのかというのは、少し腰を落ちつけて議論をしていかなければならぬかな、と思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご質問、ご意見もないようですので、採決に入りたいと思います。

通常総会の議案第1号、令和2年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第12号、令和2年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでを原案どおり通常総会に附議することについて、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 ありがとうございます。異議なしのお声をいただきました。全員賛成と認め、議案第1号から議案第12号は原案どおり通常総会に附議いたします。

次に、議案ではありませんが、その他事項といたしまして、昨年7月に、規程の制定と予算の補正を行いました、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産について、総会時にいただいたご意見に対するご報告を総会において行う必要がございますので、その内容について、事務局から説明を求めます。

◇岡田主監 はい。それでは、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産についてということで、理事会資料ナンバー5-1をご覧をいただきたいと思います。A4横版でございます。

こちらにつきましては、昨年、令和元年の7月の通常総会でたくさんのご質問、ご意見

等を頂戴をいたしましたので、それらを整理をしたものを本日ご説明をさせていただくものでございます。

項目といたしましては、1番から裏面8番まで8つございますけども、特にその中から主だったところをご説明をさせていただきたいと思います。

番号が2番でございます。こちらについては、積立の目的、ICTとの定義は何かというところなんぞございますけども、こちらについては、ちょっと中ほどなんぞんですけども、下から3行目、アンダーラインが引いておるところなんぞんですけども、更改とかをする場合に、既存システム等の導入費用相当となります、減価償却費の引当金のみでは、日々、いろんな技術等も進化をいたしておりますので、システム機能等も向上しておりますので、減価償却引当資産のみでは不足するということは一定予測がされます。今回、策定いたしました積立資産につきましては、ICT等を活用したということで書いてございますけども、国保中央会さん等、いろんなところに確認をいたしますと、具体的にはシステムの更改等に必要な費用のうち、減価償却引当資産を上回る費用についても充てていいですよ、という説明を受けておりますので、そういったことが、1点、目的じゃないのかなというふうに考えております。

そして、その目的に対して積み立てるのは一体いくらを目標としているのかというご質問もございました。これについては、通知が出ておった中では、上限を手数料の30%ということがまず書いてございました。そして、下から4行目あたりなんぞんですけども、積立資産については、財政調整積立資産と同じく、洗い替えという形の積立資産になっておりますので、積立の上限、先ほど申し上げました30%ということで定まっておりますけども、毎年毎年、積み増しをしていくものではございませんので、累計額として目標額というものは設定をし得ないものと考えてございます。そして、対象ですけども、ICT等を活用した審査支払業務等の効率化・高度化のための経費について、これまでのところ、具体的な必要額が定まっているというものはございませんでした。

続いて、裏面にまいりまして、上から2つ目の6番でございます。

国の政策的なシステム導入等は国が負担すべきと考えるけども、今回の積立があらかじめ保険者に負担させようという国の意図を懸念するがどうかというご意見でございましたけども、こちらは下2行でございます、アンダーラインとゴシックで書いてございますけども、令和元年11月13日開催の、厚生労働省のほうからもご出席をされておりましたが、全国市長会の社会文教委員会におきまして、全国市長会相談役でいらっしゃいます当

会の理事長より、積立資産を見込んだ安い保険者負担は謹んでいただいて、国の政策的な意図によるシステム経費は国の負担で行うように改めて申し入れをいただいたところでございます。

以上でございます。

◇谷畠理事長 只今の事務局の説明にご質問、ご意見があれば、承りたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど、最後に説明がありましたように、このシステム関係の経費につきましても、引き続き国に対しては厳しく求めていかなければならないと考えております。また、理事各位につきましても、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、理事会議案に戻らせていただきます。

続く議案第11号、議案第12号はいずれも人事案件でありますので、最後に一括審議といたしまして、先に報告事項に入ります。

報告第1号、専決処分報告について、事務局からの説明を求めます。

◇岡田主監 はい。それでは、通常総会附議事項の175ページをご覧をいただきたいと思います。通常総会附議事項、分厚いほうでございます。青色の合紙がついてございまして、その次のページでございます。

こちらにつきましては、報告第1号、滋賀県国保連合会職員給与規則の一部を改正する規則の制定でございまして、令和元年12月24日、理事長専決をいただいたところでございます。

内容につきましては、もう一枚おめくりをいただきまして、177ページでございます。職員給与規則の手当の率と、そして給与規則の支払日の関係の変更でございます。

以上でございます。

◇谷畠理事長 はい。それでは、報告事項ということでありますので、以上とさせていただきたいと思います。

最後に、議案第11号、滋賀県国民健康保険団体連合会事務局長の任免同意について、並びに議案第12号、滋賀県国民健康保険団体連合会参与の選任についての人事案件を一括審議いたします。

説明を求めます。

◇多胡副理事長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案とのかかわりがございますので、現井口事務局長、並びに竹若事務局次長さんにつ

いては一旦退室をお願いしたいと思います。

(井口事務局長・竹若事務局次長退室)

◇多胡副理事長 それでは、説明をさせていただきます。

現事務局長の井口局長でございますが、本年3月31日付をもちまして定年退職をいたします。同日付で事務局長を免することといたします。

その後任の事務局長でございますが、現在事務局次長の竹若秀裕氏を4月1日付で任命することについて、理事会の同意を求めるものでございます。

また、もう一つ、現在、参与として職責をお務めいただいている田中稔さんですが、同じく本年3月31日付をもって退任意向でございます。

なお、田中参与に取り組んでいただいている国保審査業務充実・高度化基本計画にかかる諸課題及び滋賀県国民健康保険運営方針における保険者事務の効率化、さらに後期高齢者医療広域連合の受託業務の拡大につきましては、参与退任後も引き続き対応が必要であるということを思っておりますので、このたび定年退職を迎える事務局長の井口嘉孝氏に参与をお務めいただくことをお願いするものでございます。

その任期につきましては、現参与の残任期間の令和3年7月31日までと考えております。

両氏の経歴につきましては、お手元にお配りさせていただいているとおりでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇谷畠理事長 事務局長の任免同意、及び参与の選任について、ご質問、ご意見があれば承りたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

特にご質問、ご意見もないようですので、この件につきまして、提案のとおり選任・同意することについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 ご異議ないようですので、令和2年4月1日から参与に井口嘉孝氏が、事務局長に竹若秀裕氏がそれぞれ就任することに決しました。

ご両名、入室ください。

(新参与・新事務局長入室)

◇谷畠理事長 ではここで、只今選任されましたお二人に挨拶をお願いしたいと思います。まず、新参与の井口嘉孝さん。

◇井口新参与 井口でございます。

只今、参与に選任いただきまして、大変ありがとうございます。

国保連合会の設立目的につきましては、国保法に規定されておりますように、保険者の共同目的を達成をすることでございます。その役割を果たすべく、今日まで国保の保険者、あるいは広域連合さんの事務の共同化に取り組んでまいりましたが、一昨年の国保の広域化、それと広域連合というかたちで運営をされております後期高齢者医療の状況等から、まだまだ国保連合会が効率化に貢献できる分野があるのではないかと思っております。4月以降はその効率化を担当する参与として、事務局と一体となりまして頑張ってまいる所存でございますので、引き続き、ご指導を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

◇谷畠理事長 それでは引き続きまして、新事務局長に選任同意をいただきました竹若秀裕さんから。

◇竹若新事務局長 只今、事務局長の任を仰せつかりました竹若と申します。

ちょうど今年1年が新国保制度の真価を問われる年でございます。あわせて、2025年に向けて保健事業等をしっかりと備えていかなければならない年でもございます。国保連合会職員一同、一生懸命保険者さんの支援をしながら、滋賀県の国保の発展に向けて取り組んでまいりますので、変わりませずご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

◇谷畠理事長 はい。それでは引き続きまして、今回、3月31日付をもって退任されます田中参与から挨拶をお願いします。

◇田中参与 どうも、失礼いたします。

只今、理事長からのご指名により、このような貴重な機会を与えていただき、まずもつて感謝申し上げたいと思います。

ちょうど、私は2年前の理事会で参与に選任をいただき、当時、国においては、審査支払機関のあり方が議論されている中におきまして、ちょうど国保中央会と全国の国保連合会が共同で策定をいたしました国保審査業務充実・高度化基本計画に基づく本会の対応の任務を託していただいたところでございます。現在、その計画に沿って、国保中央会を中心として検討が進められているところではありますが、課題も多く、道半ばというような状況にあり、このような時期に退任するということについては心苦しいところもあります

が、ここは後任に託しまして、この間、2年間、理事の皆様方から賜りましたご支援、ご指導に対し、厚く御礼を申し上げ、甚だ簡単措辞ではございますけれども、退任の挨拶にかえさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(拍手)

◇谷畠理事長 それでは、以上をもちまして本日の議案は全て終了いたしました。予定の3時までにおさまることができました。皆様方のご協力に感謝を申し上げます。

これをもちまして、理事会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時57分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いないことを認めるためここに署名いたします。

令和2年 6月 17日

議長

湖南市長

石畠英三

議事録署名者

甲賀市長

岩永裕貞

米原市長

化民道雄